

令和 7年 4月 17日

姫路市住宅用宅配ボックス設置支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市内の住宅又は共同住宅等に宅配ボックスを設置する費用の一部を補助することにより、宅配における再配達抑制を図り、もって物流における温室効果ガスの排出削減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同住宅等 共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅をいう。
- (2) 宅配ボックス 受取人の不在時に宅配物等の受取を可能とする耐久性のある設備であつて、当該宅配物等を安全に保管することができるものをいう。

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付の対象となる宅配ボックス（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 第7条第1項の規定による交付申請の日において宅配ボックスが設置されていない市内の住宅又は共同住宅等に設置されるものであること。
- (2) 第8条第2項に規定する補助金交付決定通知書による通知の日（第9条第1項の規定による申請を行う場合は、同条第3項に規定する計画変更承認通知書による通知の日）以後に購入されたものであること。
- (3) 新品であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 現に居住する住宅又は共同住宅等に補助対象設備を設置しようとする者
 - イ 自らが所有する共同住宅等（区分所有建築物（2以上の区分所有者（建物の

区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。）を除く。）に補助対象設備を設置しようとする者

ウ 共同住宅等に補助対象設備を設置しようとする当該共同住宅等の区分所有者で組織される共同住宅等の管理組合

(2) 姫路市税に滞納がない者

(3) 姫路市暴力団排除条例（平成 24 年姫路市条例第 49 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合については、補助対象者としなない。

(1) 前項第 1 号アに該当する者及び当該者と同一の世帯に属する者が過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがある場合

(2) 前項第 1 号イに該当する者が補助金の交付を申請しようとする共同住宅等について過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがある場合

(3) 前項第 1 号ウに該当する共同住宅等の管理組合が当該共同住宅等について過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがある場合

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備（前条第 1 項第 1 号アに該当する補助対象者にあつては 1 台に限り、同号イ又はウに該当する補助対象者にあつては居住者が共同で利用できるものであつて、1 か所に設置されるものに限る。）の購入に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金額）

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、補助金の額の上限は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第 4 条第 1 項第 1 号アに該当する者 2 万円

(2) 第4条第1項第1号イ又はウに該当する者 次に掲げる額のうちいずれか少ない額

ア 20万円

イ 補助対象設備に設置されている荷受箱の数に2万円を乗じて得た額
(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 本人確認をすることができる書類又は写真（申請者が法人である場合は、履歴事項全部証明書）

(3) 姫路市税に滞納がないことを証する書類

(4) 補助対象設備の形状等が確認できる書類又は写真

(5) 補助対象設備の価格が確認できる書類又は写真

(6) 補助対象設備の設置予定場所の現況写真

(7) 申請者が第4条第1項第1号イに該当する者である場合は、建物の登記事項証明書

(8) 申請者が第4条第1項第1号ウに該当する者である場合は、次に掲げる書類

ア 管理組合の代表者を証する書類の写し

イ 管理組合の総会等において補助対象設備の設置の決議がされたことを示す書類の写し

(9) その他市長が必要と認める書類

2 前条の規定による申請は、予算の範囲内において受付し、申請金額の総額が予算の限度額に達したときは、受付を終了する。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者（以下「補助事業者」という。）に対しては補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金を交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、それぞれその旨を通知するものとする。

（変更申請）

第9条 補助事業者は、第7条第1項の規定により提出した補助金交付申請書の内容を変更しようとするときは、計画変更承認申請書（様式第5号）に当該変更の内容が確認できる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象設備に変更が生じず、当該補助対象設備の購入価格のみに変更が生じる内容のものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の計画変更承認申請書の提出があった場合は、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。この場合において、補助金交付決定額が増額されることはないものとする。

3 市長は、第1項の規定による変更を承認したときは、計画変更承認通知書（様式第6号）により、その旨を通知するものとする。

（廃止届）

第10条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助金の交付決定を受けた事業を廃止しようとするときは、速やかに補助事業廃止届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、第7条第1項の規定により交付申請を行った年度の3月31日（当該日が姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たる場合にあっては、当該日前において当該日に最も近い市の休日でない日）までに、実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費を支出したことが確認できる書類
- (2) 補助対象設備の設置が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、内容が適正であるかどうかを確認するものとする。
- 3 市長は、実績報告書に記載された補助対象設備の購入価格が第7条第1項の規定により提出された補助金交付申請書又は第9条第1項の規定により提出された計画変更承認申請書に記載された購入価格と異なる場合は、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができるものとする。この場合において、補助金交付決定額が増額されることはないものとする。
- 4 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すときは、計画変更承認通知書により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による実績報告を行った後速やかに補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求がなされた場合は、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助事業者に補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を交付目的以外の用途に使用した場合
- (3) 市長の行う調査及び指導に対して怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) その他この要綱に違反したと認められる場合

- 2 市長は、前項の規定による取り消しを行う場合において既に補助金が支払われているときは、補助金の全部又は一部について期間を定めて返還を命じることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 7 日から施行する。